

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 22 日

水 曜 日

第 4071 号

目 次

条 例

○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	2
○富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	7
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	10
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	14
○富山県富山空港条例の一部を改正する条例	16
○富山県税条例の一部を改正する条例	
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	18

条 例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県

港湾管理条例の一部を改正する条例、富山県富山空港条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例及び過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年6月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第42号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「第9条第2項」の次に「及び第19条第9号」を加え、「個人番号の利用」を「個人番号（以下「個人番号」という。）の利用及び法第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供」に改める。

第2条の見出し中「個人番号」を「個人番号等」に改め、同条第1項中「行う」の次に「、別表第1に掲げる事務及び」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「法別表第2の第2欄に掲げる」に、「法別表第2」を「同表」に改め、「法第2条第8項に規定する」、「（以下「特定個人情報」という。）」、「法の規定により、同条第14項に規定する」及び「同条第12項に規定する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事又は教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を使用して他の同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者（以下「個人番号利用事務実施者」という。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

(法第 9 条第 3 項に定める個人番号関係事務実施者)

第 3 条 県内に私立の高等学校を設置する学校法人は、別表第 1 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

(特定個人情報の提供)

第 4 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる者が、同表の第 3 欄に掲げる者に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、同表の第 1 欄に掲げる者が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第 3 欄に掲げる者以外の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(書面の提出義務の免除)

第 5 条 第 2 条第 2 項本文の規定による特定個人情報の利用をした場合又は前条本文の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に次の 3 表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

1 知事

- (1) 私立の高等学校の生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する授業料及び入学金の減免に関する事務（以下「私立学校授業料等減免事務」という。）であって規則で定めるもの
- (2) 私立の高等学校の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る補助金の支給に関する事務（以下「私立学校奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
- (3) 私立の高等学校に係る就学支援金法第 2 条に規定する高等学校等を退学し、

再び同条に規定する高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務（以下「私立学校学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であって規則で定めるもの

2 教育委員会

- (1) 富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和 22 年富山県条例第 28 号）第 5 条の規定による授業料等の減免に関する事務（以下「県立学校授業料等減免事務」という。）であって規則で定めるもの

- (2) 富山県奨学資金貸与条例（平成 7 年富山県条例第 3 号）による一般奨学資金の貸与に関する事務（以下「奨学資金貸与事務」という。）であって規則で定めるもの

- (3) 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）によるものを除く。以下「特別支援学校就学補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの

- (4) 国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る補助金の支給に関する事務（以下「国公立学校奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

- (5) 県立の高等学校に係る学び直し支援金の支給に関する事務（以下「県立学校学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2（第 2 条関係）

1 知事

事務	特定個人情報
私立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生

<p>則で定めるもの</p>	<p>活保護関係情報」という。)、就学支援金関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
<p>私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>外国人生活保護事務であって規則で定めるもの</p>	<p>災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受け</p>	<p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

る事務に限る。)であ
って規則で定める
もの

2 教育委員会

事務	特定個人情報
県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
特別支援学校就学補助金交付事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
国公立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 4 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	1 私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	2 私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	3 外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校就学奨励費関係情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する

			情報であって規則で定めるもの
教育委員会	1 県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	2 奨学資金貸与事務であって規則で定めるもの	知事	身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第 37号）にいう知的障害者に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	3 国公立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	4 県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(情報政策課)

富山県条例第43号

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第 6 条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第 8 条第 1 号中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改め、同条第 2 号中「4 円 88 銭」を「5 円 2 銭」に、「365,000 円」を「375,500 円」に改める。

第 12 条第 1 号中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「301,875 円」を「310,500 円」に改め、同条第 2 号中「26 円 73 銭」を「27 円 50 銭」に、「557,115 円」を「573,030 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(市町村支援課)

富山県条例第 44 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第 45 条第 8 号イの表 2 階の項及び 3 階の項中「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改め、同表 4 階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号

及び第10号」に改める。

第54条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

第60条第1号中「第43条第1号の地方厚生局長等」を「第43条第1項第1号の都道府県知事」に改め、同条第9号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第102条第3号中「第82条第3号の地方厚生局長等」を「第82条第1項第3号の都道府県知事」に改め、同条第8号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号の指定については、第60条第2項の規定を準用する。

附則第3条を次のように改める。

（保育所の職員配置に係る特例）

第3条 第47条第2項ただし書の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

附則第3条の次に次の3条を加える。

第3条の2 第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第3条の3 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 3 条の 4 前 2 条の規定を適用するときは、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、前 2 条及び附則第 6 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 47 条第 2 項の規定により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（児童青年家庭課）

富山県条例第 45 号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成 18 年富山県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 5 項を加える。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第 4 条第 1 号の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が 1 人となる場合には、当分の間、第 5 条第 1 号、第 2 号本文及び同号イの規定にかかわらず、第 4 条第 1 号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち 1 人は、知事が幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 3 第 5 条第 1 号及び第 2 号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第 6 項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第 6 項において同じ。）をもって代えることができる。

- 4 第 5 条第 2 号本文の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状を有する者及び保育士登録を受けている者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1 日につき 8 時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第 5 条第 1 号、第 2 号本文及び同号イの規定により置かなければならない幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第 4 条第 1 号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

附則第 3 項	第 5 条第 1 号及び第 2 号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第 4 項	第 5 条第 2 号本文の規定により置かなければならない幼稚園教員免許状を有する者及び保育士登録を受けている者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第 5 項	第 5 条第 1 号、第 2 号本文及び同号イの規定により置かなければならない幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けている者	知事が幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者

この条例は、公布の日から施行する。

(児童青年家庭課)

富山県条例第46号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考1中「。以下この項」の次に「及び附則第6条」を加える。
附則に次の4条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

第6条 第6条第3項の表備考1に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考1に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる

職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第 8 条 前 2 条の規定により第 6 条第 3 項の表備考 1 に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童青年家庭課)

富山県条例第 47 号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年富山県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 非紹介患者初診加算料の項を次のように改める。

非紹介患者 加算料	初診	歯科口腔 ^{くわう} 外科以外 の診療科 目	1 回	5,000 円	次に掲げる場合は、非紹介患者加算料を徴収しない。 (1) 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合 (2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合 (3) 非紹介患者加算料を徴収しないことについて正当な理由がある場合
		歯科口腔 ^{くわう} 外科	1 回	3,000 円	
	再診	歯科口腔 ^{くわう} 外科以外	1 回	2,500 円	次に掲げる場合は、非紹介患者加算料を徴収しない。

	の診療科目			(1) 他の病院（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第3項本文及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第3項本文に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合 (2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合 (3) 非紹介患者加算料を徴収しないことについて正当な理由がある場合
	歯科口腔 ^{くわう} 外科	1回	1,500円	

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(医 務 課)

富山県条例第48号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第10の4の項中

	長さ8メートル以上の船舶	月額	1隻につき	17,400円
--	--------------	----	-------	---------

を

	長さ8メートル以上9メートル未満の船舶	月額	1隻につき	17,400円
--	---------------------	----	-------	---------

長さ 9 メートル以上 10 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	18,640円
長さ 10 メートル以上 11 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	19,880円
長さ 11 メートル以上 12 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	21,120円
長さ 12 メートル以上 13 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	27,460円
長さ 13 メートル以上 14 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	28,700円
長さ 14 メートル以上 15 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	29,940円
長さ 15 メートル以上 16 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	44,910円
長さ 16 メートル以上 17 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	46,150円
長さ 17 メートル以上 18 メートル未満の船舶	月額	1 隻につき	47,390円
長さ 18 メートル以上の船舶	月額	1 隻につき	61,610円

に改め、同表の 6 の項を次のように改める。

6 上下架施設	長さ 13 メートル未満の船舶	上下架 1 回につき	3,390円
	長さ 13 メートル以上 14 メートル未満の船舶	上下架 1 回につき	8,480円
	長さ 14 メートル以上 15 メートル未満の船舶	上下架 1 回につき	9,600円
	長さ 15 メートル以上 16 メートル未満の船舶	上下架 1 回につき	10,720円

長さ16メートル以上17メートル未満の船舶	上下架1回につき	11,840円
長さ17メートル以上18メートル未満の船舶	上下架1回につき	12,960円
長さ18メートル以上の船舶	上下架1回につき	14,080円

別表第10備考以外の部分に次のように加える。

16 附属設備	実費を勘案して知事が定める額
---------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(港 湾 課)

富山県条例第49号

富山県富山空港条例の一部を改正する条例

富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）の一部を次のように改正する。
第7条第5号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合交通政策室)

富山県条例第50号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第23条第1項第18号」に改め、同条第5項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

附則第1条の2の2の次に次の1条を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第1条の2の3 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税に限り、県民税の所得割の納税義務者が法附則第4条の4第1項の規定に該当する場合における第35条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「法第34条」とあるのは「法第34条第1項(第2号を除く。)から第12項まで及び法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第34条第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第14条第1項中「平成28年度」を「平成33年度」に改め、同条第3項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改め、同項の表の(4)の項中「27,000円」を「40,500円」に改め、同表の(5)の項中「80,000円」を「100,000円」に改める。

附則第14条の2中「80,000円」を「100,000円」に、「60,000円」を「80,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条の改正規定 公布の日
- (2) 附則第1条の2の2の次に1条を加える改正規定及び次条の規定 平成30年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の富山県税条例附則第1条の2の3の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

第3条 この条例による改正後の富山県税条例附則第14条第3項及び附則第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人及び富山県税条例第33条第6項において法人とみなされるものの県民税の均等割の税率について適用し、この条例の施行の前日に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法第52条第2項第4号の期間に係る法人及び富山県税条例第33条第6項において法人とみなされるものの県民税の均等割の税率につい

ては、なお従前の例による。

(税 務 課)

富山県条例第51号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号中「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「同条第 4 項第 4 号」を「同条第 4 項第 5 号」に、「第 5 条第 4 項第 4 号」を「第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)